

(書式 1 - 1 3)

株式交換の際の提出不能株券につき利害関係人に異議申述を求める公告

提出不能株券に関する異議申述公告

当社は平成〇〇年〇〇月〇〇日をもって、●●●●株式会社と共同で〇〇〇〇株式会社を設立して同社を当社及び●●●●株式会社の完全親会社とする株式移転を実施いたしました。当社株主様に株式移転に際し当社の株券提出を求めましたところ、下記の当社株券につき提出不能の届出がありました。

つきましては、〇〇〇〇株式会社の株式移転新株券を届出人に交付することにつき異議のある方は、平成〇〇年〇〇月〇〇日《〇曜日》までに当社までその旨お申し出下さいますよう会社法第220条の規定によりここに公告いたします。

記

株券名義人 〇〇〇〇 1, 000株券 M000515~000634

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

△△△△株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

## 解説

株券発行会社は、株式交換に際して株券提出手続をしなければならない。

株券を提出できない者があるときは、株券発行会社はその者の請求により利害関係人に対し異議があれば3箇月を下らない一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、その期間経過後に、新株券を交付することができる。

